

目次

1	労基法
2	安衛法
7	安衛則

## 労働基準法

### Chapter1 総則

- 1 労働条件の原則 (法 1 条)
- 2 労働条件の決定 (法 2 条)
- 3 均等待遇 (法 3 条)
- 4 男女同一賃金の原則 (法 4 条)
- 5 強制労働の禁止 (法 5 条)
- 6 中間搾取の排除 (法 6 条)
- 7 公民権行使の保障 (法 7 条)
- 8 適用事業
- 9 適用除外等 (法 116 条)
- 10 労働者 (法 9 条)
- 11 使用者 (法 10 条)
- 12 賃金 (法 11 条)
- 13 平均賃金 (法 12 条)

### Chapter2 労働契約

- 1 労働基準法違反の契約 (法 13 条)
- 2 労働契約の期間 (法 14 条)
- 3 労働条件の明示 (法 15 条)
- 4 賠償予定の禁止 (法 16 条)
- 5 前借金相殺の禁止 (法 17 条)
- 6 強制貯金の禁止・任意貯金 (法 18 条)
- 7 解雇に関する規定
- 8 解雇制限 (法 19 条)
- 9 解雇の予告 (法 20 条)
- 10 解雇予告の適用除外 (法 21 条)
- 11 退職時等の証明 (法 22 条)
- 12 金品の返還 (法 23 条)

### Chapter3 賃金

- 1 賃金支払の5原則 (法 24 条)
- 2 非常時払 (法 25 条)
- 3 休業手当 (法 26 条)
- 4 出来高払制の保障給 (法 27 条)
- 5 最低賃金 (法 28 条)

### Chapter4 労働時間・休憩・休日

- 1 労働時間 (法 32 条)
- 2 変形労働時間制
- 3 1 カ月単位の変形労働時間制 (法 32 条の 2)
- 4 フレックスタイム制 (法 32 条の 3)
- 5 1 年単位の変形労働時間制 (法 32 条の 4)
- 6 1 週間単位の非定型的変形労働時間制 (法 32 条の 5)
- 7 休憩 (法 34 条)
- 8 休日 (法 35 条)
- 9 時間外労働・休日労働
- 10 割増賃金 (法 37 条)
- 11 時間計算 (法 38 条)
- 12 みなし労働時間制
- 13 労働時間等に関する適用除外 (法 41 条)
- 14 年次有給休暇

### Chapter5 年少者

- 1 最低年齢 (法 56 条)
- 2 年少者の証明書 (法 57 条)
- 3 未成年者の労働契約 (法 58 条)
- 4 賃金 (法 59 条)
- 5 労働時間及び休日 (法 60 条)
- 6 深夜業 (法 61 条)
- 7 危険有害業務の就業制限 (法 62 条)
- 8 坑内労働の禁止 (法 63 条)
- 9 帰郷旅費 (法 64 条)

### Chapter6 妊産婦等

- 1 坑内業務の就業制限 (法 64 条の 2)
- 2 危険有害業務の就業制限 (法 64 条の 3)
- 3 産前産後 (法 65 条)
- 4 妊産婦の労働時間 (法 66 条)
- 5 育児時間 (法 67 条)
- 6 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置 (法 68 条)

### Chapter7 技能者の養成

- 1 徒弟の弊害排除 (法 69 条)
- 2 職業訓練に関する特例 (法 70 条～ 73 条)

### Chapter8 災害補償

- 1 療養補償 (法 75 条)
- 2 休業補償 (法 76 条)
- 3 障害補償 (法 77 条)
- 4 遺族補償 (法 79 条)
- 5 葬祭料 (法 80 条)
- 6 打切補償 (法 81 条)
- 7 分割補償 (法 82 条)
- 8 他の法律との関係 (法 84 条)

### Chapter9 就業規則

- 1 作成及び届出の義務 (法 89 条)
- 2 作成の手続 (法 90 条)
- 3 制裁規定の制限 (法 91 条)
- 4 法令及び労働協約との関係 (法 92 条)
- 5 労働契約との関係 (法 93 条)

### Chapter10 寄宿舎

- 1 寄宿舎生活の自治 (法 94 条)
- 2 寄宿舎生活の秩序 (法 95 条)
- 3 寄宿舎の設備及び安全衛生 (法 96 条)
- 4 監督上の行政措置 (法 96 条の 2)
- 5 使用停止等命令 (法 96 条の 3)

### Chapter11 監督機関

- 1 監督機関の職員等 (法 97 条)
- 2 労働基準監督官の権限 (法 101 条)
- 3 監督機関に対する申告 (法 104 条)
- 4 報告等 (法 104 条の 2)

### Chapter12 雑則・罰則

- 1 法令等の周知義務 (法 106 条)
- 2 労働者名簿 (法 107 条)
- 3 賃金台帳 (法 108 条)
- 4 記録の保存 (法 109 条)
- 5 無料証明 (法 111 条)
- 6 付加金の支払 (法 114 条)
- 7 時効 (法 115 条)
- 8 罰則 (法 117 条～ 120 条)

労働安全衛生法

Chapter1 総則等 .....

- 1 総 則
- 2 労働災害防止計画

Chapter2 安全衛生管理体制 .....

- 1 一般的安全衛生管理体制
- 2 安全委員会・衛生委員会
- 3 下請混在事業場における安全衛生管理体制
- 4 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

Chapter3 機械等並びに危険物及び有害物 .....

- 1 特定機械等
- 2 特定機械等以外の機械等
- 3 危険物及び有害物に関する規制

Chapter4 労働者の就業にあたっての措置 .....

- 1 安全衛生教育
- 2 就業制限・免許等

Chapter5 健康の保持増進のための措置 .....

- 1 作業環境測定等
- 2 健康診断
- 3 快適な職場環境の形成のための措置

Chapter6 監督等 .....

- 1 計画の届出等
- 2 報告等

<b>第1章 総則</b> .....	
第1章のポイント .....	
第1条(目的) .....	
第2条(定義) .....	
第3条・4条(事業者等の責務) .....	
第5条(事業者に関する規定の適用) .....	
<b>第2章 労働災害防止計画</b> .....	
第2章のポイント .....	
第6条～9条(労働災害防止の計画・変更・公表・勧告等) .....	
<b>第3章 安全衛生管理体制</b> .....	
第3章のポイント .....	
第10条(総括安全衛生管理者) .....	
第11条(安全管理者) .....	
第12条(衛生管理者) .....	
第12条の2(安全衛生推進者等) .....	
第13条(産業医等) .....	
第13条の2(産業医の選任義務のない事業場の健康管理等)・ 第19条の3(国の援助) .....	
第14条(作業主任者) .....	
第15条(統括安全衛生責任者) .....	
第15条の2(元方安全衛生管理者) .....	
第15条の3(店社安全衛生管理者) .....	
第16条(安全衛生責任者) .....	
第17条(安全委員会) .....	
第18条(衛生委員会) .....	
第19条(安全衛生委員会) .....	
第19条の2(安全管理者等に対する教育等) .....	
<b>第4章 労働者の危険または健康障害を防止するための措置</b> .....	
第4章のポイント .....	
第20条～25条(事業者の講ずべき措置等) .....	
第25条の2(救護措置をとる場合の安全確保措置) .....	
第26条(労働者の遵守義務) .....	
第27条(厚生労働省令への委任) .....	
第28条(技術上の指針等の公表等) .....	
第28条の2(事業者の行うべき調査等) .....	
第29条・29条の2(元方事業者の講ずべき措置等) .....	
第30条(特定元方事業者の講ずべき措置) .....	
第30条の2(製造業に属する事業の元方事業者の講ずべき措置) .....	
第30条の3(救護に関する元方事業者の講ずべき措置) .....	
第31条(注文者の講ずべき措置) .....	
第31条の2(発注者等による危険有害情報の提供) .....	
第31条の3(特定作業に係る発注者の講ずべき措置) .....	
第31条の4(違法な指示の禁止) .....	
第32条(請負人の講ずべき措置等) .....	
第33条(機械等貸与者等の講ずべき措置) .....	
第34条(建築物貸与者の講ずべき措置) .....	
第35条(重量表示) .....	
第36条(厚生労働省令への委任) .....	

**第5章 機械等ならびに危険物および有害物に関する規制** .....

**第1節 機械等に関する規制** .....

第5章第1節のポイント .....

第37条～41条(特定機械等の製造許可・検査等)全体まとめ .....

第37条(特定機械等の製造許可) .....

第38条(製造時等検査等) .....

第39条～41条(検査証の交付等) .....

第42条(一定の安全装置等を具備していなければ譲渡・貸与・  
設置・使用の禁止) .....

第43条(動力駆動の機械等の安全防護) .....

第43条の2(機械等に係る命令制度) .....

第44条(個別検定) .....

第44条の2(型式検定) .....

第44条の3・44条の4(型式検定合格証の有効期間と失効) .....

第45条(定期自主検査) .....

第46条～54条の6(検査機関・検定機関等に関する規定) .....

**第2節 危険物および有害物に関する規制** .....

第5章第2節のポイント .....

第55条(製造等の禁止) .....

第56条(製造の許可) .....

第57条(表示等) .....

第57条の2(文書の交付等) .....

第57条の3(化学物質の有害性の調査) .....

第57条の4(がん等の生ずる恐れのある物質の有害性の調査) .....

第57条の5(国の援助等) .....

**第6章 労働者の就業にあたっての措置** .....

第6章のポイント .....

第59条(安全衛生教育) .....

第60条(新任の職長等労働者を直接指揮監督する者への教育) .....

第60条の2(安全衛生水準向上のための教育) .....

第61条(就業制限) .....

第62条(中高年齢者等についての配慮) .....

第63条(国の援助) .....

**第7章 健康の保持増進のための措置** .....

第7章のポイント .....

第65条(作業環境測定) .....

第65条の2(作業環境測定の結果の評価等) .....

第65条の3・65条の4(作業の管理・作業時間の制限) .....

第66条第1項(一般健康診断) .....

第66条第2項・3項(有害業務の特殊健診) .....

第66条第4項(臨時健診の指示)・5項(健診の受診義務) .....

第66条の2～66条の4(自発的健康診断の結果の提出および健康診断の結果の記録等) .....

第66条の5～66条の9・101条(健診実施後の措置等) .....

第67条(健康管理手帳) .....

第68条～70条(病者の就業禁止・健康教育等・体育活動等の便宜供与) .....

第70条の2(指針の公表)・70条の3(健康診査等指針との調和)・71条(国の援助) .....

**第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置** .....

第7章の2のポイント .....

第71条の2～71条の4(快適な職場環境の形成のための措置) .....

**第8章 免許等** .....

第8章のポイント .....

第72条～74条の2(免許) .....

第75条(免許試験) .....

第75条の2～75条の12(免許指定試験機関の指定等) .....

第76条(技能講習) .....

第77条(登録教習機関) .....

**第9章 安全衛生改善計画等** .....

第1節 安全衛生改善計画 .....

第2節 労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタント .....

第9章のポイント .....

第78条～80条(安全衛生改善計画) .....

第81条(業務) .....

第82条・83条(労働安全・衛生コンサルタント試験) .....

第82条の2・83条の3(指定コンサルタント試験機関等) .....

第84条～87条(登録・登録の取消し・義務・コンサルタント会) .....

**第10章 監督等** .....

第10章のポイント .....

第88条第1項(一定の業種・規模の事業場に係る計画の届出) .....

第88条第2項(危険な作業等を要する機械等に係る計画の届出) .....

第88条第3項(大規模建設工事に係る計画の届出) .....

第88条第4項(建設業・土石採取業の仕事に係る計画の届出) .....

第88条第5項(有資格者の工事計画等への参画) .....

第88条第6項～8項(数次の請負契約の場合および届出に係る法違反等への対応) .....

第89条・89条の2(厚生労働大臣の審査等・都道府県労働局長の審査等) .....

第90条～94条(労働基準監督署長・監督官および産業安全専門官・労働衛生専門官) .....

第95条～97条(労働衛生指導医・厚生労働大臣の権限・労働者の申告) .....

第98条・99条(使用停止命令等・災害急迫時の作業停止命令等) .....

第99条の2～99条の3(講習の指示) .....

第100条(報告等) .....

**第11章 雑則** .....

第11章のポイント .....

第101条～103条(法令等の周知・ガス工作物等設置者の義務・書類の保存等) .....

第104条(健康診断等に関する秘密の保持) .....

第106条～109条(国の援助等) .....

第110条～115条(許可等の条件ほか) .....

**第12章 罰則** .....

第12章のポイント .....

第115条の2～123条(罰則) .....



# 労働安全衛生規則

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

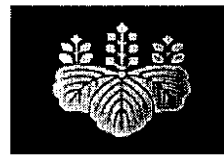
労働安全衛生規則(ろうどうあんぜんえいせいきそく、昭和47年9月30日労働省令第32号)は、労働の安全衛生についての基準を定めた厚生労働省令である。

労働安全衛生法に基づき定められたものである。

本規則は次のような構成になっている。

- 第1編 通則
  - 第1章 総則(第1条)
  - 第2章 安全衛生管理体制
    - 第1節 総括安全衛生管理者(第2条—第3条の2)
    - 第2節 安全管理者(第4条—第6条)
    - 第3節 衛生管理者(第7条—第12条)
    - 第3節の2 安全衛生推進者及び衛生推進者(第12条の2—第12条の4)
    - 第4節 産業医等(第13条—第15条の2)
    - 第5節 作業主任者(第16条—第18条)
    - 第6節 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者(第18条の2—第20条)
    - 第7節 安全委員会、衛生委員会等(第21条—第23条の2)
    - 第8節 指針の公表(第24条)
    - 第8節の2 自主的活動の促進のための指針(第24条の2)
  - 第2章の2 労働者の救護に関する措置(第24条の3—第24条の9)
  - 第2章の3 技術上の指針等の公表(第24条の10)
  - 第2章の4 危険性又は有害性等の調査等(第24条の11・第24条の12)
  - 第3章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
    - 第1節 機械等に関する規制(第25条—第29条の2)
    - 第2節 危険物及び有害物に関する規制(第30条—第34条の21)
  - 第4章 安全衛生教育(第35条—第40条の3)
  - 第5章 就業制限(第41条・第42条)
  - 第6章 健康の保持増進のための措置
    - 第1節 作業環境測定(第42条の2・第42条の3)
    - 第1節の2 健康診断(第43条—第52条)
    - 第1節の3 面接指導等(第52条の2—第52条の8)
    - 第2節 健康管理手帳(第53条—第60条)
    - 第3節 病者の就業禁止(第61条)
    - 第4節 指針の公表(第61条の2)
  - 第6章の2 快適な職場環境の形成のための措置(第61条の3)
  - 第7章 免許等
    - 第1節 免許(第62条—第72条)
    - 第2節 教習(第73条—第77条)
    - 第3節 技能講習(第78条—第83条)
  - 第8章 安全衛生改善計画(第84条)
  - 第9章 監督等(第84条の2—第98条の3)
  - 第10章 雑則(第99条・第100条)
- 第2編 安全基準
  - 第1章 機械による危険の防止
    - 第1節 一般基準(第101条—第111条)
    - 第2節 工作機械(第112条—第121条)
    - 第3節 木材加工用機械(第122条—第130条)
    - 第4節 プレス機械及びシヤ—(第131条—第137条)
    - 第5節 遠心機械(第138条—第141条)
    - 第6節 粉碎機及び混合機(第142条・第143条)
    - 第7節 ロール機等(第144条—第148条)
    - 第8節 高速回転体(第149条—第150条の2)
    - 第9節 産業用ロボツト(第150条の3—第151条)
  - 第1章の2 荷役運搬機械等
    - 第1節 車両系荷役運搬機械等
      - 第1款 総則(第151条の2—第151条の15)
      - 第2款 フォークリフト(第151条の16—第151条の26)
      - 第3款 ショベルローダー等(第151条の27—第151条の35)
      - 第4款 ストラドルキヤリヤ—(第151条の36—第151条の42)
      - 第5款 不整地運搬車(第151条の43—第151条の58)
      - 第6款 構内運搬車(第151条の59—第151条の64)
      - 第7款 貨物自動車(第151条の65—第151条の76)
    - 第2節 コンベヤ—(第151条の77—第151条の83)
  - 第2章 建設機械等
    - 第1節 車両系建設機械
      - 第1款 構造(第152条・第153条)

## 労働安全衛生規則



日本の法令

通称・略称 安衛規則

法令番号 昭和47年9月30日労働省令第32号

効力 現行法令

種類 労働法

主な内容 労働安全衛生基準を規定

関連法令 労働安全衛生法

条文リンク 総務省法令データ提供システム

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000032.html>)

- 第2款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止(第154条—第166条)
- 第3款 定期自主検査等(第167条—第171条)
- 第4款 コンクリートポンプ車(第171条の2・第171条の3)
- 第5款 ブレーカ(第171条の4)
- 第2節 くい打機、くい抜機及びボ—リングマシン(第172条—第194条の3)
- 第2節の2 ジャッキ式つり上げ機械(第194条の4—第194条の7)
- 第2節の3 高所作業車(第194条の8—第194条の28)
- 第3節 軌道装置及び手押し車両
  - 第1款 総則(第195条)
  - 第2款 軌道等(第196条—第207条)
  - 第3款 車両(第208条—第214条)
  - 第4款 巻上げ装置(第215条—第218条)
  - 第5款 軌道装置の使用に係る危険の防止(第219条—第227条)
  - 第6款 定期自主検査等(第228条—第233条)
  - 第7款 手押し車両(第234条—第236条)
- 第3章 型わく支保工
  - 第1節 材料等(第237条—第239条)
  - 第2節 組立て等の場合の措置(第240条—第247条)
- 第4章 爆発、火災等の防止
  - 第1節 熔融高熱物等による爆発、火災等の防止(第248条—第255条)
  - 第2節 危険物等の取扱い等(第256条—第267条)
  - 第3節 化学設備等(第268条—第278条)
  - 第4節 火気等の管理(第279条—第292条)
  - 第5節 乾燥設備(第293条—第300条)
  - 第6節 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置
    - 第1款 アセチレン溶接装置(第301条—第307条)
    - 第2款 ガス集合溶接装置(第308条—第311条)
    - 第3款 管理(第312条—第317条)
  - 第7節 発破の作業(第318条—第321条)
  - 第7節の2 コンクリート破砕器作業(第321条の2—第321条の4)
  - 第8節 雑則(第322条—第328条の5)
- 第5章 電気による危険の防止
  - 第1節 電気機械器具(第329条—第335条)
  - 第2節 配線及び移動電線(第336条—第338条)
  - 第3節 停電作業(第339条・第340条)
  - 第4節 活線作業及び活線近接作業(第341条—第349条)
  - 第5節 管理(第350条—第353条)
  - 第6節 雑則(第354条)
- 第6章 掘削作業等における危険の防止
  - 第1節 掘削の作業
    - 第1款 掘削の時期及び順序等(第355条—第367条)
    - 第2款 土止め支保工(第368条—第375条)
    - 第3款 潜函内作業等(第376条—第378条)
  - 第2節 ずい道等の建設の作業等
    - 第1款 調査等(第379条—第383条の5)
    - 第1款の2 落盤、地山の崩壊等による危険の防止(第384条—第388条)
    - 第1款の3 爆発、火災等の防止(第389条—第389条の6)
    - 第1款の4 退避等(第389条の7—第389条の11)
    - 第2款 ずい道支保工(第390条—第396条)
    - 第3款 ずい道型わく支保工(第397条・第398条)
  - 第3節 採石作業
    - 第1款 調査、採石作業計画等(第399条—第406条)
    - 第2款 地山の崩壊等による危険の防止(第407条—第412条)
    - 第3款 運搬機械等による危険の防止(第413条—第416条)
- 第7章 荷役作業等における危険の防止
  - 第1節 貨物取扱作業等
    - 第1款 積卸し等(第417条—第426条)
    - 第2款 はい付け、はいくずし等(第427条—第448条)
  - 第2節 港湾荷役作業
    - 第1款 通行のための設備等(第449条—第454条)
    - 第2款 荷積み及び荷卸し(第455条—第464条)
    - 第3款 揚貨装置の取扱い(第465条—第476条)
- 第8章 伐木作業等における危険の防止
  - 第1節 伐木、造材等(第477条—第484条)
  - 第2節 木馬運材及び雪そり運材(第485条—第497条)
  - 第3節 機械集材装置及び運材索道(第498条—第517条)
- 第8章の2 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止(第517条の2—第517条の5)
- 第8章の3 鋼橋架設等の作業における危険の防止(第517条の6—第517条の10)
- 第8章の4 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止(第517条の11—第517条の13)
- 第8章の5 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止(第517条の14—第517条の19)
- 第8章の6 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止(第517条の20—第517条の24)
- 第9章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止
  - 第1節 墜落等による危険の防止(第518条—第533条)
  - 第2節 飛来崩壊災害による危険の防止(第534条—第539条)
- 第10章 通路、足場等
  - 第1節 通路等(第540条—第558条)
  - 第2節 足場
    - 第1款 材料等(第559条—第563条)
    - 第2款 足場の組立て等における危険の防止(第564条—第568条)



- 第3款 丸太足場(第569条)
- 第4款 鋼管足場(第570条—第573条)
- 第5款 つり足場(第574条・第575条)
- 第11章 作業構台(第575条の2—第575条の8)
- 第12章 土石流による危険の防止(第575条の9—第575条の16)
- 第三編 衛生基準
  - 第1章 有害な作業環境(第576条—第592条)
  - 第1章の2 廃棄物の焼却施設に係る作業(第592条の2—第592条の7)
  - 第2章 保護具等(第593条—第599条)
  - 第3章 気積及び換気(第600条—第603条)
  - 第4章 採光及び照明(第604条-第605条)
  - 第5章 温度及び湿度(第606条—第612条)
  - 第6章 休養(第613条—第618条)
  - 第7章 清潔(第619条—第628条)
  - 第8章 食堂及び炊事場(第629条—第632条)
  - 第9章 救急用具(第633条・第634条)
- 第4編 特別規制
  - 第1章 特定元方事業者等に関する特別規制(第634条の2—第664条)
  - 第2章 機械等貸与者等に関する特別規制(第665条—第669条)
  - 第3章 建築物貸与者に関する特別規制(第670条—第678条)
- 附則

## 関連項目

- 安全衛生教育

「<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=労働安全衛生規則&oldid=48873470>」から取得

カテゴリ: 厚生労働省令 | 労働省令 | 日本の労働法 | 労働安全 | 日本のたばこ対策関連法規 | 1972年の法

- 
- 最終更新 2013年8月22日 (木) 03:53 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
  - テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。